

今後、バリアフリー新法の規定に基づいて、本構想に即した特定事業計画を各特定事業者が作成し、これに基づいて特定事業を実施することになります。特定事業計画の作成や事業の実施にあたり、各特定事業者は、具体的な改善箇所や方法について、本市バリアフリー担当課と連携して必要な情報を公開するとともに、なるべく多くの方の意見が反映されるように努めることとします。

また、市が実施すべき特定事業以外の事業についても同様の方策をとります。

### 1. 特定事業計画の作成

施設設置管理者（公共交通事業者、道路管理者、路外駐車場管理者、公園管理者及び建築主等）及び公安委員会は、本構想に即して平成23年度中に特定事業計画を作成することとします。この特定事業計画を定めるにあたってはあらかじめ市及び関係する施設設置管理者の意見を聴くことが義務付けられていますので、事業者間において十分な調整を行う必要があります。また、高齢者、障害者等をはじめ利用者の意見を聴くこと等により、それらが十分に反映されるよう努めることとします。合わせて、本構想の策定過程において、多くの方から寄せられた様々な意見・要望を十分尊重して特定事業計画を作成することとします。

## 2. 特定事業の実施

### 1) 公共交通特定事業

バリアフリー新法では、民間事業者の自主的な経営上の判断に委ねられるべきものであることから、基本的な内容は基本構想により明らかであることから、公共交通特定事業計画の公表を義務付けていません。しかし本構想の基本的考え方である「事業実施への参加」の原則から、道路管理者に準じて市民参加の機会の確保に努めることとします。

鉄道事業者については、重点整備地区の中心となる特定旅客施設である駅のバリアフリー化を担うため、公共交通特定事業の実施にあたって、以下に挙げる市民参加の機会の確保に努めることとします。参加の実施にあたっては、鉄道事業者と本市バリアフリー担当課が協力します。

- \* 特定事業の実施にあたり必要な情報を公開すること
- \* バリアフリー新法に定める高齢者、障害者等にとらわれず、ベビーカーの利用者など移動に制約のある多くの人々についても意見を聴取する機会を設けること

バス事業者についても、公共交通特定事業の実施にあたって、鉄道事業者に準じた市民参加の機会を確保するよう努めることとします。

### 2) 道路特定事業

重点整備地区においてバリアフリー化を推進するにあたって、生活関連経路のバリアフリー化の実現が重要なことから、市道及び都道の管理者である武蔵野市及び東京都の責任は特に重大です。道路管理者は、道路特定事業の実施にあたって、本市バリアフリー担当課と協力して、以下に挙げる市民参加の機会を確保します。

- \* 特定事業の実施にあたり必要な情報を公開すること
- \* バリアフリー新法に定める高齢者、障害者等にとらわれず、ベビーカーの利用者など移動に制約のある多くの人々についても意見を聴取する機会を設けること

### 3) 都市公園特定事業

バリアフリー新法第34条に基づき、都市公園特定事業計画を定めようとする際は、あらかじめ関係する施設設置管理者の意見を聴いた上で、特に道路との接続など道路管理者との間で十分な調整を行うこととします。また、市民の憩いの場であることから、都市公園特定事業の実施にあたっては、道路管理者に準じた市民参加の機会を確保することとします。

### 4) 建築物特定事業・路外駐車場特定事業

バリアフリー新法では、民間事業者の自主的な経営上の判断に委ねられるべきものであること、基本的な内容は基本構想により明らかであることから、建築物特定事業計画の公表を義務付けていません。しかし本構想の基本的考え方である「事業実施への参加」の原則から、公共性の高い施設については、建築物特定事業及び路外駐車場特定事業実施にあたり、市民参加の機会の確保に努めることとします。

### 5) 交通安全特定事業

公安委員会は、交通安全特定事業の実施にあたって鉄道事業者に準じた市民参加の機会の確保に努めることとします。

### 6) その他の事業

本構想に基づいて行う特定事業以外の事業の実施にあたっては、特定事業に準じた市民参加の機会を確保するよう努めることとします。

## 3. 進捗状況の把握及び評価

### 1) 進捗状況の把握の手法

バリアフリー新法は、事業の実施に向けて、特定事業計画の公表義務や関係者への送付などいくつかの方策を講じています。しかし、さらに計画の実効性を担保するためには、本構想及びこれに基づく特定事業計画に即した事業の進捗状況を把握することが必要です。

進捗状況の把握は基本的に市のバリアフリー担当課が実施します。また、本構想の基本的考え方である「基本構想実現への参加」の原則から、以下に示す権能を有する市民を含む第三者機関を設置し、事業の進捗に応じた適切な段階で実施状況について評価等を行います。

- (1) 名称：**武蔵野市バリアフリー事業計画実施推進委員会(仮称)
- (2) 目的：**武蔵野市バリアフリー基本構想及びこれに基づく特定事業計画に即した事業の実施状況について評価を行い、全ての人の移動が円滑に行われるまちづくりの実現を遅滞なく進めることを目的とする。
- (3) 構成：**学識経験者、高齢者・障害者等の関係者団体代表、市民などとし、任期はこの委員会の継続性に配慮して定める。
- (4) 役割等：**バリアフリー基本構想に基づく各特定事業計画及び本構想に基づいて市が行う特定事業以外の事業がその年次計画に従って実施されているかを判断するため、関係者から資料の提出及び説明を求めることができる。

特定事業の実施状況について評価等を行い、市長に提言する。

**(5) 事務局：**バリアフリー担当課とする。

市長は、この委員会からの提言により特定事業が実施されていないと認める時は、公共交通特定事業等を実施すべき事業者に対して、バリアフリー新法第38条に基づき、その事業の実施を要請することとします。また、他の特定事業についても、同様に事業の実施を要請することができるものとします。

## 2) バリアフリー基本構想の評価・見直し

全ての人の移動や施設の利用が円滑に行われるまちづくりに資するためには、段階的かつ継続的に本構想が発展（スパイラルアップ）していくことが重要です。そこで、目標年次の前半が終了する平成27年度に本構想そのものの評価を行うとともに、事業の進捗状況やバリアフリー新法及び政省令の改正などの社会情勢の変化を踏まえ、必要に応じて本構想の見直しを行います。評価・見直しは、「武蔵野市バリアフリー事業計画実施推進委員会(仮称)」の意見を聴くとともに、移動に制約のある人をはじめ広く市民の意見を聴きながら実施することとします。この評価に先立って実施状況についての情報を公表するとともに、評価・見直しにあたっては、アンケート、ヒアリング、現地調査など、旧基本構想の改定にあたり実施した市民参加の手法を踏襲するものとします。

## 4. 武蔵野市第五期基本構想・長期計画に基づく個別計画との連携

平成24年度から平成33年度までの10年間を計画期間とする第五期基本構想・長期計画の策定作業が、市民参加、議員参加、職員参加のもと、平成22年度から始まりました。

基本構想・長期計画は、各分野で定める個別計画（都市計画マスタープラン、市民交通計画、健康福祉総合計画等）の上位に位置する市の進むべき方向性を示す総合計画です。計画期間を重ねる本構想の事業推進にあたっては、基本構想・長期計画との整合のもと、関連する各分野の個別計画と連携を図ることが重要になります。そこで、本構想に示されたバリアフリー化の方針を関係する各分野の個別計画に反映させていくとともに、連動した事業展開を図ることで、効果的に事業を推進していきます。

## 5. 国や関係自治体との連携

移動や利用に係るバリアフリー化の推進には、重点整備地区を拡大するだけでなく、市域を越えた重点整備地区間の移動が重要になります。特に電車やバス等の公共交通機関における事業は必ずしも市内で完結するとは限らず、鉄道駅におけるホームからの転落防止対策の推進や案内サインの充実、バスの乗降システムの統一化などには広域的・複合的な検討が不可欠です。

また、本構想では、長期的に実現されるべき移動等円滑化の姿をあきらかにする観点から、今後、記載した内容に基づき検討をはじめの中長期的な取組みも示しており、効率的かつ効果的に事業を推進するためには、関連技術の進歩や最新の取組みに関する情報収集が課題となります。

国は、高齢者、障害者をはじめ誰もが社会の担い手として役割を持つ国づくりを目指し、全国的な視点からハード・ソフト両面にわたる社会のバリアフリー化に必要な施策を推進する責務があり、市は、国の施策に準じて必要な措置を講ずる努めがあります。

本構想では、国の施策に準じて、地域におけるバリアフリー化に必要な様々な取組みを示しました。今後は、これらの取組みにより地域のバリアフリー化が進展していきますが、本市のみならず、全国でも同様の優良な取組みが展開されることが必要です。そこで、本市の取組みで得られた検討すべき課題や新たな知見を積極的に国や関係自治体等に発信するとともに、連携し課題の解決に取り組むことで、市内にとどまらず、広く市域を越えた移動等円滑化の実現を目指します。また、多様な主体との連携にあたり、常にバリアフリー化の推進に配慮することで民間団体や一人ひとりの参加意識を醸成し、

社会全体のバリアフリー化に貢献していきます。

なお、これらの知見や課題の発信にあたっては、市民との協働による取組みの中で出てきた意見や提言などを積極的に取り入れていきます。

第4章までは、バリアフリー新法の主旨に基づき、バリアフリー化への具体的な取組みについて提示しています。しかし、対象と期限が限定された内容となっているため、市内全域のバリアフリー化が達成できるわけではありません。また、時の経過とともに、バリアフリー新法自体も見直しされることが考えられます。そこで、今後も国における関連の動きについて関心を払い続けながら、多様な市民の参画を得て、バリアフリーを含むより広範な観点から様々な取組みを展開させていく必要があります。

ここでは、バリアフリー新法の枠を超えて、まちづくりに展開させていくことについて示します。

### 7. 重点整備地区内におけるさらなる事業の推進

これまでに掲げてきた事業に引き続き、重点整備地区において以下のような事業を実施していきます。

#### 1) 吉祥寺駅周辺地区

現在、吉祥寺は大きな変革のときを迎えています。吉祥寺の顔である駅や大規模店舗の改修が同時期に行われ、平成25年を目処にこれらの事業が完了する予定です。これらの主要な施設の更新に伴い、歩行動線の変化や、施設の使われ方の変化等、現時点では予測のつかない変化が生じる可能性があります。また今後、南口交通広場の整備が行われるため、自動車交通や公共交通の動線等の変化も起こる可能性があります。これらの将来起こりうる歩行動線や交通体系の変化等に即したバリアフリー化の推進が必要です。

#### 2) 三鷹駅周辺地区

低・未利用地が多い三鷹駅北口周辺ですが、土地の有効かつ合理的な利用が促進され街並みが大きく変化することが予測されます。また、平成29年稼働予定の新クリーンセンターについては、地域を活性化するコミュニケーションの場となる整備が予定されています。これらのことから、新たな歩行動線や交通動線の変化が想定されるため、実情に即したバリアフリー化の推進が求められます。

#### 3) 武蔵境駅周辺地区

武蔵境駅周辺は、JR中央線及び西武多摩川線連続立体交差事業による南北一体のまちづくりが進められています。今後、鉄道高架下の有効活用や駅前広場の整備、南北道路や鉄道高架橋に沿った側道の整備など様々な都市基盤の整備が進められます。これらの将来起こりうる歩行動線や交通体系の変化等に即したバリアフリー化の推進が必要です。

また、それぞれの重点整備地区に共通する事業として、生活関連経路に指定されていない道路のバリアフリー化を推進します。

更に、本構想だけでは実現できなかった様々な課題に対応した事業についても実施していきます。

## 2. 市内全域への拡大

バリアフリー新法では、新設等を行う一定の施設等には移動等円滑化基準への適合義務が課せられる仕組みになっています。そのため、基準適合義務が課せられない既存の施設等について、バリアフリー化を進めることが重要です。

そこで、重点整備地区以外の既存の施設のバリアフリー化にあたって、施設設置管理者及び公安委員会は、重点整備地区の整備の進捗を踏まえ、可能な限り移動等円滑化基準に準じるとともに、必要な情報提供を行うなどのソフト施策を充実させ、ハード・ソフト一体となった総合的な取組みを推進することとします。

公共交通特定事業のうち、バス交通については、バス停留所の設置位置・形態や交通体系についてさらに検討し必要な手段を講じることとします。

市内全域の道路については、改修に際して、「道路の移動等円滑化整備ガイドライン」に則るとともに、歩道を拡幅するなどの検討を行います。同ガイドラインには適合しない生活道路等については本構想の『第2章 2.個別整備方針』に基づき整備を推進していきます。また、生活道路への通過車両の流入を抑制し、安全な歩行空間を確保するには、道路ネットワークの整備が必要であることから、関係機関に必要な働きかけを行います。

公園については、本市の定める公園・緑地リニューアル計画に基づき、出入口、園路、便益施設のバリアフリー化を推進していきます。

公共建築物については、バリアフリー化の整備方針を策定するとともに、策定された方針に基づき、改修を進めます。

交通管理上の課題については、交通管理者と連携し、バリアフリー化のために必要な事項について実施します。

## 3. 新たな技術等への取組み

少子高齢化社会に向けて、ICT等を活用し、高齢者や障害者をはじめ、誰もが必要に応じ、移動に関する情報を入手し、積極的に活動できる環境を構築することが求められています。国土交通省ではユビキタス技術等を活用して、あらゆる歩行者が移動に関する情報を入手できる環境を、まちづくりの中に構築することを目指した先進的な取組みを支援するモビリティサポートモデル事業を実施し、得られた成果を広く他地域へ普及・展開していく取組みを進めています。

また、視覚障害者等を対象として、利用者が送信カードの電源を入れて携帯し、公共施設などに設置されている受信機に近付くだけで、自動的に建物や施設内部を音声や自然音で案内するシステムの導入などが進んでいます。今後ますますこのような機器に対する設置要望は高まると考えられますが、多様に存在するシステムの中から、統一的な設備を選択する必要があります。

現在、様々な研究が進められていますが、このような機器を普及させていくためには、市域などにとらわれることなく、広域的に統一した基準により開発していく必要があります。

このようにバリアフリーへの新たな取組みの中には、現在試行している事業等の成果を踏まえ検討すべき事項や、広域的な観点から統一化を図るべき事項等がありますが、いずれの場合においても、独自の発想により先進的な課題に取り組むとともに、市民の声を開発する側に伝えていくなど、様々な形で関わっていきます。

## 4. 基本構想の継続的な発展

本構想では、移動や施設の利用、またそれらに関わる心のバリアフリーに関して、多様な市民意見に基づき、基準の有無や適合の状況にとられず、必要と考えられる施策を位置付けました。これにより、移動等円滑化が推進され、より充実した移動・利用環境の実現が図られることとなります。

しかし、これらの取組みにより、全ての人の自由な移動・利用や社会への参加が保障されるわけではありません。

現在、「(仮称) 交通基本法」や「(仮称) 障害者総合福祉法」の制定に向けた検討が進められています。この中では、地域交通政策を利用者の視点で考え、全ての人にとって利用しやすい交通サービスを提供するという理念や、障害者の自立と社会参加に向けた総合的な支援の必要性が謳われています。また、2006年（平成18年）に国連で採択された「障害者の権利に関する条約」では、様々な障害者に固有の尊厳の尊重を促進することが謳われており、日本も批准に向けて検討しています。

これらの社会情勢の変化は、これまでの基準に適合させる取組みだけではなく、障害者が固有に抱える移動や施設の利用に関する課題について、必要な支援及び解決するための努力が求められていることを示しています。また、お互いの人権を尊重し、「理解と協力」の意識を高め、共助の考え方で障害者を支えあう社会の必要性が強く示されています。

そのため、今後も、高齢者、障害者をはじめとする全ての人が地域の中で自立し、より充実した生活を得られるように、多様な市民の意見を取り入れて取組みを改善・充実するとともに、広く一人ひとりの意識に「理解と協力」の必要

性を浸透させることで、全ての人にやさしいユニバーサルデザインのまちづくりを進めます。





「武蔵野市バリアフリー基本構想改定委員会」を4回開催し、基本構想報告書を作成し、平成23年2月25日に市長に答申しました。本委員会は、学識経験者、障害者団体・高齢者団体代表を含む市民、行政関係者等で構成されています。以下に設置要綱と委員名簿を示します。

## 武蔵野市バリアフリー基本構想改定委員会設置要綱

### (設置)

第1条 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第25条第1項に規定する移動等円滑化に係る事業の重点的かつ一体的な推進に関する基本的な構想（以下「基本構想」という。）の改定に関し必要な事項を検討するため、武蔵野市バリアフリー基本構想改定委員会（以下「改定委員会」という。）を設置する。

### (所掌事項)

第2条 改定委員会は、次に掲げる事項について検討を行い、その結果を市長に報告する。

- (1) 基本構想の改定に関する事項
- (2) 前号に掲げるもののほか、基本構想に関して市長が必要と認める事項

### (組織)

第3条 改定委員会は、次の各号に掲げる団体又は者の中から選出した、それぞれ当該各号に掲げる人数の委員で組織し、市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 障害者・高齢者等関係団体 3人
- (2) 学識経験者 3人
- (3) 商工関係者 1人
- (4) 行政関係者 3人

### (任期)

第4条 委員の任期は、平成23年3月31日までとする。

### (委員長及び副委員長)

第5条 改定委員会に委員長及び副委員長各1人を置き、委員長は委員の互選によりこれを定め、副委員長は委員長が指名する。

2 委員長は、会務を総括し、改定委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

### (会議)

第6条 改定委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集する。

2 改定委員会が必要と認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

### (庶務)

第7条 改定委員会の庶務は、都市整備部まちづくり推進課が行う。

### (その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、改定委員会について必要な事項は、市長が別に定める。

### 付 則

この要綱は、平成22年4月27日から施行する。



## 武蔵野市バリアフリー基本構想改定委員会 委員名簿

区 分	所 属	氏 名	備 考
障害者・ 高齢者等 関係団体	武蔵野市身体障害者協会会長	榎本 和代	
	前武蔵野福祉作業所保護者会副会長	高橋 京子	
	武蔵野市老人クラブ連合会会長	前田 耕一	
学識経験者	日本女子大学家政学部 住居学科准教授	佐藤 克志	委員長
	首都大学東京都市環境学部 自然・文化ツーリズムコース助教	吉田 樹	副委員長
	東京国際大学人間社会学部 福祉心理学科教授	松本すみ子	
商工関係者	武蔵野市商店会連合会会長	金子 和雄	
行政関係者	国土交通省関東運輸局 交通環境部消費者行政・情報課長	井端 直行	
	東京都都市整備局 都市基盤部交通企画課長	安部 文洋	第2回～
	東京都都市整備局 都市基盤部交通企画課長	小野 恭一	第1回
	武蔵野市都市整備部長	檜山 啓示	

## 用語集

### あ行

#### ■ICT

Information Communication Technologyの略。ICTは、情報・通信に関連する技術一般の総称で、従来頻繁に用いられてきた「IT」とほぼ同様の意味で用いられるもの。

#### ■アクセシビリティ

アクセスのしやすさのこと。情報やサービスなどがどれくらい利用しやすいか、とくに障害者や高齢者などが不自由なく利用可能かどうかの度合いを示すもの。

#### ■移動等円滑化基準

バリアフリー新法施行に伴い主務政省令で定められた、旅客施設、車両、道路、信号機、路外駐車場、都市公園、建築物等に関する基準。

#### ■移動等円滑化の促進に関する基本方針

バリアフリー新法3条に基づき、主務大臣が定める移動等円滑化を総合的かつ計画的に推進するための基本方針。(平成18年12月15日 国家公安委員会、総務大臣、国土交通省告示第一号)

#### ■インターロッキングブロック

広場や歩道などに敷く特殊形状をした舗装用のコンクリート等のブロック。インターロッキングとは「かみ合わせる」という意味で、ブロック相互のかみ合わせにより荷重分散を図る。

#### ■STS (スペシャル・トランスポート・サービス)

STSとは、Special Transport Service の略。地域で生活する高齢者・障害者等の移動手段として、利用者の住居近くから目的地までの送迎サービスを提供するもの。主に身体的状態の制約により、バスや鉄道などを利用することのできない人や利用困難な人を対象としている。武蔵野市では平成12年からレモンキャブ事業を実施している。

#### ■エスコートゾーン

視覚障害者用横断帯といわれ、横断歩道の中央部に視覚障害者が認知できる突起を設け、横断歩道内を安全にまっすぐ進めるようにするもの。

#### ■NPO

非営利組織 (Non-Profit Organization) の略。営利を目的としない公益事業や市民活動を行う組織。

#### ■L形側溝

道路の端に位置する雨水排水のためのL形の側溝。コンクリート製のものが多い。

#### ■オストメイト

オストメイトとは人工肛門や人工膀胱を持つ人たちのこと。疾患部の全部または一部の摘出手術を受け、腹部に排泄のための孔 (ストーマ) を設け、排泄、排尿に対応するための袋 (パウチ) を装着している。

### か行

#### ■輝度 (cd/m<sup>2</sup>)

ものの明るさを表現したものであり、単位面積当たり、単位立体角当たりの放射エネルギー (発散する光の量) を比視感度 (電磁波の波長毎に異なる感度) で計測したものである。輝度は輝度計により測定することができる。(JIS Z 9111)

#### ■輝度比

輝度比 = 視覚障害者誘導用ブロックの輝度 / 舗装路面の輝度 (輝度が大きい方を除算するので、ブロックと舗装の輝度比を逆として算出する場合もある。)

#### ■吉祥寺環境浄化作戦

路上にはみ出して看板や商品台を置かないよう指導啓発を行うため、平成6年から毎月1回吉祥寺活性化協議会と市、武蔵野警察が協力して吉祥寺駅周辺の商店街をパトロールするもの。

#### ■基本構想・長期計画

基本構想は、武蔵野市の総合的かつ計画的な行政運営を図るため、本市行政の最も上位に位置する総合計画

であり、地方自治法によりその策定が定められている。現在は第四期基本構想のなかにあり、平成16年度に平成17年度から平成26年までの10年間の展望にたって策定された。

長期計画は、基本構想にもとづく、分野ごとのより具体的な事業計画で、定期的に調整している。

## ■QRコード

白と黒のドットで構成された模様様の2次元コード。携帯電話などで読み取ることによって文字情報やURL（ウェブページのアドレス）などのデータを得ることができる。

## ■交通バリアフリー法

「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」（平成12年11月15日施行）の略称。公共交通機関のバリアフリー化と、市区町村が定める移動円滑化基本構想（交通バリアフリー基本構想）の大きな枠組みとなる。バリアフリー新法の施行に伴い、ハートビル法と統合・拡充された。

## ■心のバリアフリー

高齢者、障害者等の自立した日常生活及び社会生活を確保することの重要性について理解を深めるとともに、高齢者、障害者等の施設の利用等を妨げないこと、必要に応じ高齢者、障害者等の移動及び施設の利用を手助けすること等の支援により、高齢者、障害者等の円滑な移動及び施設の利用に積極的に協力すること

## ■コミュニケーションボード

障害者や外国人などのコミュニケーションをとりやすい方が、自分の意志を相手に伝えるために利用する絵や図記号が記されたボード。

## ■コミュニティバス

大型の路線バスとは異なり、駅から遠く、バス路線から外れている交通不便地域や道路が狭い地域に小型バスを走らせ、気軽に利用できるようにするもの。武蔵野市のムーバスが全国ではじめて。

## さ行

### ■サービス介助士

家事援助等に必要な入浴・排泄・食事などの介護技術を要しない「比較的元気な高齢の方や障害をもつ方をお客様としてお迎えするときの介助技術」を、NPO法人 日本ケアフィットサービス協会が認定する資格。

### ■視覚障害者誘導用ブロック

視覚障害者を誘導するために床面や路面等に設置される、線状、点状の突起をもったブロックのこと。

### ■自転車・ミニバイク放置禁止区域

武蔵野市自転車等の適正利用及び放置防止に関する条例に基づき、各駅周辺半径約300mを自転車等放置禁止区域に指定し、随時放置自転車等の撤去を行っている。

### ■障害者の権利に関する条約

あらゆる障害を持つ人の尊厳と権利を保障するための人権条約。平成18年の第61回国連総会において採択された。

### ■重点整備地区

バリアフリー新法に基づく基本構想に定める地区。バリアフリー化のための事業を重点的かつ一体的に推進すべき地区として市区町村が定めるもの。

### ■すいすいプラン

比較的短期間に、少額の投資で効果の発揮できる局所的な渋滞対策事業として、右折レーン等を設置して右折待ち車両による渋滞を緩和するための東京都で策定実施している「交差点すいすいプラン100」や「第2次交差点すいすいプラン」などの総称。

### ■スパイラルアップ

スパイラルアップとは、計画→実施→評価→改善を行いながら理想に向かっていくプロセスを意味し、「継続的に改善すること」として用いられる。

### ■生活関連施設

高齢者や障害のある人等が日常生活又は社会生活において利用する旅客施設、官公庁施設、福祉施設その他の施設のこと。

## ■生活関連経路

生活関連施設相互間の経路（道路や通路など）

## ■（バスの）正着

バスが停留所との隙間を空けずに停車すること。

## ■セミフラット型

歩道の高さが車道よりやや高い（5cm程度）歩道形式をセミフラット型という。

## た行

## ■多機能トイレ

車いす使用者だけでなく、足の不自由な人、乳幼児連れ、オストメイト等の多様な利用者に対応した設備を設けた多機能なトイレ。

## ■地域社協

市内を13の地区(原則として小学校区)に分け、市民が主体となって地域の福祉問題を話し合い、対応を協議する団体。正式名称は「地域福祉活動推進協議会」といい、武蔵野市民社会福祉協議会がその活動を支援している。お互いのプライバシーを尊重しながら、日ごろから温かくやさしい人間関係を築き、日常生活に不安や不便を感じたときや災害時などにお互いが助け合い、支えあうことを目的とする。

## ■TWCC

Total Welfare Configured Cityの略で、高齢者にやさしいまち、障害者にも他の全てのひとにもやさしいという福祉的視点で、将来を見通し、道路・住宅・交通・公共施設などの都市基盤を整備すること。

## ■テンポラリースタッフ

朝・夕ラッシュ時に、ホーム上で乗車促進や乗客案内、清掃等を行う「臨時雇用員」。

## ■東京都福祉のまちづくり条例

高齢者、障害者等にとってやさしいまちが全ての人にとってやさしいまちであるという認識に立ち、高齢者、障害者等が円滑に利用できる施設の整備とサービスの向上を図るために制定された条例。平成7年3月16日

条例第33号、平成21年10月1日改正全面施行。

## ■透水性舗装

雨水等を地下に円滑に浸透させることができる舗装構造。透水性舗装により、排水勾配に必要な横方向の勾配を緩和できる。

## ■特定公園施設

都市公園の出入口・駐車場と主要な公園施設との間の経路を構成する園路及び広場／休憩場／野外劇場／野外音楽堂／駐車場／便所／水飲場／手洗場／管理事務所／掲示板／標識などがある。

## ■特定事業計画

バリアフリー新法に基づく基本構想に記載された特定事業（バリアフリー化に関する事業）に関し、関係する事業者が作成する計画。公共交通事業者が作成する公共交通特定事業計画、道路管理者が作成する道路特定事業計画、公安委員会が作成する交通安全特定事業等がある。

## ■特定道路

生活関連経路を構成する道路法による道路のうち多数の高齢者、障害者の移動が通常徒歩で行われるもので、国土交通大臣がその路線及び区間を指定したもの。新設又は改築に際しては、道路移動等円滑化基準への適合義務がある。

## ■特定路外駐車場

道路の付属物である駐車場、公園施設である駐車場、建築物及び建築物に付属する駐車場を除く路外駐車場であって、駐車用の供する部分の面積が500㎡以上であり、かつ駐車料金を徴収するもの。

## ■特定旅客施設

1日あたりの平均的な利用者数が5,000人以上であること、又は相当数の高齢者、障害者等の利用が見込まれることなどの要件に該当する旅客施設。

## ■特定建築物

学校、病院、観覧場、集会場、展示場、百貨店、ホテル、事務所、共同住宅、老人ホームその他の多数の人が利用する建築物

## ■特別特定建築物

不特定かつ多数の人が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する建築物（盲学校、聾学校、養護学校、病院、診療所、劇場、観覧場、映画館、演劇場、集会場、公会堂、展示場、百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗、ホテル、旅館、保健所、税務署その他不特定かつ多数の者が利用する官公署、老人ホーム、福祉ホーム、老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの、体育館、水泳場、ポーリング場、遊技場、博物館、美術館、図書館、公衆浴場、飲食店、郵便局、理髪店、銀行、車両の停車場、駐車施設、公衆便所、公共用歩廊 等）

## な行

### ■波打ち歩道

マウントアップ形式の歩道に車両が乗り入れるための切下げ部分が連続して発生し、歩道自体が波打った危険な歩道。

### ■ニーリング

バスのエアサスペンションの空気を抜いて車体を傾け、乗り降りをしやすくする機能。

### ■ノーマライゼーション

障害者や高齢者などを特別な人と見るのではなく、障害者や高齢者などが社会の中で普通の生活が送れるような条件を整えるべきで、共に生きる社会こそがノーマル(あたりまえ)だという考え方。

### ■ノンステップバス

低床型のバスの一種で、車両内で階段がなく、スムーズな乗降が可能なバス。車いす使用者の乗降の際は、スロープ板等を出す。後方座席へ行く途中に数段の階段がある。

## は行

### ■パークアンドライド

渋滞緩和のための一つの策で、渋滞する街中を避けて駐車場を作りそこに停めて（パーク）、そこからバスや電車等の公共手段を使い（ライド）街中へ移動するというもの。

### ■バスナビ

パソコンや携帯電話から、バスの運行情報や時刻表を閲覧できる 情報提供サービス。

### ■バスロケーションシステム

バスの現在地を把握し、バス停への到着時間を利用者 に知らせるもの。バス停留所や携帯電話、パソコンなどで提供される。

### ■ハード・ソフト

ハードとは道路や建築物、設備など主に施設に関するもの。ソフトとは人、システム、制度など主に運用に関するもの。

### ■ハートビル法

「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律」（平成6年）。一定規模の病院、劇場、百貨店、公共施設等の建築物について、バリアフリー化の努力義務を課したものの。改正ハートビル法（平成15年4月1日施行）では、一定条件の特別特定建築物の新設もしくは大規模な改良の場合は、バリアフリー化が義務づけられる。バリアフリー新法の施行に伴い、交通バリアフリー法と統合された。

### ■パブリックコメント(=意見公募)

行政が計画を策定したりする際に、あらかじめ計画の原案を市民等に公表し、寄せられた意見を考慮して最終決定するための一連の手続のこと。

### ■バリアフリー化

高齢者や障害者などが社会で活動するなかに存在する障害（バリア）を取り除くこと。

### ■バリアフリー新法

「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（平成18年12月20日施行）の略称。従来の交通バリアフリー法では大規模な鉄道駅等の旅客施設を中心として、周辺道路や信号機等のバリアフリー化を

図ることが目的とされていたが、より面的かつ一体的・連続的なバリアフリー化を促進していくための枠組みとして、建築物のバリアフリーに関する法律であるハートビル法と交通バリアフリー法が一体化した法制度となったもの。

### ■ピクトグラム

「絵文字」「絵単語」などで、何らかの情報や注意を示すために用いられる視覚記号（サイン）の一つ。

### ■ホームドア

駅のホームの縁端に設けられた、ホームと線路を仕切るドア。ホーム上の利用者が線路内に立ち入ったり、転落したりするのを防ぐなど安全を確保できる。

## ま行

### ■マウントアップ

車道より高い（10～25cm）歩道型式をマウントアップ形式という。

### ■武蔵野市健康福祉総合計画

武蔵野市第四期長期計画・調整計画に基づき、福祉施策及び健康施策を総合的な視点から再構築することを目的として、改定時期を迎えた「武蔵野市高齢者福祉計画」、「武蔵野市介護保険事業計画」、「武蔵野市障害福祉計画」に加え、同じく改定期を迎えた「武蔵野市健康推進計画」を一体的かつ総合的に見直した計画。

### ■武蔵野市市民交通計画

「市民の視点に立った、高齢者や障害者をはじめ市民誰もが利用しやすい交通体系」の実現を図るべく、歩きやすく安全で快適な道路の整備、自転車や自動車の適正な利用、公共交通（路線バスなど）の利便性の向上など、市民の移動手段としての交通の体系について、付随する施設・設備などの整備や市民との協働などを視野に入れて、ソフト及びハードの両面から示した指針。

### ■武蔵野市地域公共交通総合連携計画

市民の視点に立った、高齢者や障害者をはじめ市民誰もが利用しやすい交通体系の実現を目的とし、武蔵野市の交通行政の総合的・体系的な基本計画である「市

民交通計画」の公共交通部門として策定。

### ■武蔵野市都市計画マスタープラン

都市計画法に基づき、「市町村の都市計画に関する基本的な方針」として平成12年に市民参加により策定したもので、市と市民が共有する武蔵野市の今後のまちづくりのビジョンを示したもの。

### ■ムーバス

武蔵野市内に存在するバス交通の空白・不便地域を解消することと、高齢の方などが気軽に安全に街に出ることを目的として運行されている「コミュニティバス」の愛称名。運賃は100円の均一料金。

## や行

### ■ユニバーサルデザイン

年齢、性別、国籍、個人の能力にかかわらず、はじめからできるだけ多くの人々が利用可能なように、利用者本位、人間本位の考え方に立って、快適な環境とするようデザインすること。

### ■ユニバーサルデザイン政策大綱

「どこでも、誰でも、自由に、使いやすく」というユニバーサルデザインの考え方を踏まえ、今後、身体的状況、年齢、国籍などを問わず、可能な限り全ての人々が、人格と個性を尊重され、自由に社会に参画し、いきいきと安全で豊かに暮らせるよう、生活環境や連続した移動環境をハード・ソフトの両面から継続して整備・改善していくという理念に基づき国土交通行政を推進するために国土交通省が策定。

### ■ユビキタス

ラテン語で「至る所に存在する(遍在)」という意味を持ち、あらゆる情報機器が広帯域ネットワークで結ばれ、誰もがいつでもどこでも安全に情報をやりとりできる環境。

## ら行

### ■連続立体交差事業

市街地で鉄道と道路が数多く平面交差している場所で、鉄道の一定区間を連続して高架化又は地下化し、一挙に踏切をなくしていく都市計画事業。

### ■路外駐車場

道路の路面外に設置される自動車の駐車施設で、一般公共用の駐車施設のことをいう。

### ■路側帯

歩道のない道路で、歩行者の通行のためや車道の効用を保つための白の線によって区分された道路の端の帯状の部分。

## わ行

### ■ワンステップバス

低床型のバス的一种で、車両内で一段のぼる形式のバス。車いす使用者の乗降の際は、スロープ板等を出す。



## 武蔵野市 バリアフリー基本構想

---

平成 23 年 4 月

発 行 武蔵野市

〒180-8777

東京都武蔵野市緑町 2-2-28

TEL 0422-60-1872 FAX 0422-51-9250

E-mail : sec-machidukuri@city.musashino.lg.jp

編 集 武蔵野市都市整備部まちづくり推進課

---

